

NEWS
寄贈
月形町農業協同組合よりお米の贈呈

月形町農業協同組合より、町内各学校の児童生徒、教職員へお米（1人2kg）のプレゼントがありました。11月26日に贈呈式が行われ、各学校長に「お米引換券」として贈呈されました。



▲左から月小島恵司校長、月中橋本孝博校長、月高安達妙己校長、兼平晃成教育長、福井誠代表理事組合長、加藤隆行専務理事、植松彰常務理事

NEWS
答申
月形町総合振興計画等審議会が答申を行いました

「月形町総合振興計画等審議会」の山田会長から上坂町長に、「月形町第5次総合振興計画」の協議結果の答申書が11月8日に手渡されました。総合振興計画は、10年先を見据えた新たなまちづくりの道しるべとなる計画で、審議会では、令和5年9月から令和6年11月までの期間、計5回の審議・検討を重ね、今回の答申となりました。



月形支署からお知らせ



消太の防火教室

IWAMIZAWA FIRE.DEPT

『無火災を祈念します』

町民の皆さま、新年あけましておめでとうございます。

昨年一年間、火災予防にご協力していただき、ありがとうございます。

町民の皆さまの協力のおかげで令和6年は火災ゼロでした。（令和6年11月末時点）今年一年も、火災や事故の無いようあらためて「火の用心」を皆さまにお願いいたします。

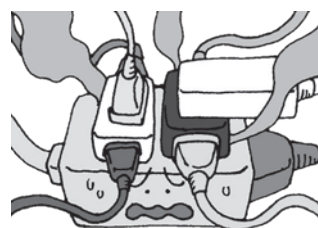
●電気火災に注意しましょう

電気火災は近年増加傾向にあり、生活に欠かせない電気が原因となるため特に身近に潜む火災といえます。以下の点に十分注意し火災を未然に防ぎましょう。

- 使用しない電化製品のプラグはコンセントから抜きましょう



- 「タコ足配線」は避けましょう



- 電気コードが折れ曲がったり家具の下敷きにならないようにしましょう



- コンセント周りは定期的に清掃しましょう



NEWS 感謝状

地域貢献活動に
感謝
株式会社岸本組

10月31日、株式会社岸本組（岸本友宏代表取締役）の地域貢献活動に対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。

株式会社岸本組は、9月1日にオープンした道の駅「275つぎがた」の臨時駐車場の造成を行っていただき、道の駅エリアの環境整備に多大な貢献をされました。



▲左から坂下修一専務取締役、佐々木暢郁施工管理G・マネージャー

NEWS 表彰

むし歯のない子
表彰

11月8日、保健センターでむし歯のない子表彰が行われました。この表彰式では、3

歳児健診を受診した子どものうち、虫歯のない子どもを表彰しており、今回は13名が選ばれました。

表彰式では上坂町長から出席された子ども一人ひとりに表彰状と記念品が贈られました。

今回の表彰者は左記のとおりです。

- ・山本彩乃さん
- ・梅木一之進さん
- ・永野希采さん
- ・尾崎玲偉さん
- ・金澤亘さん
- ・米倉紗菜さん
- ・金山桜音さん
- ・秋生望月さん
- ・相田愛花梨さん
- ・後藤佑介さん
- ・井上裡登さん
- ・高橋咲空さん
- ・上葛惺音さん



地域おこし協力隊の石原絢子による

今日からできる!



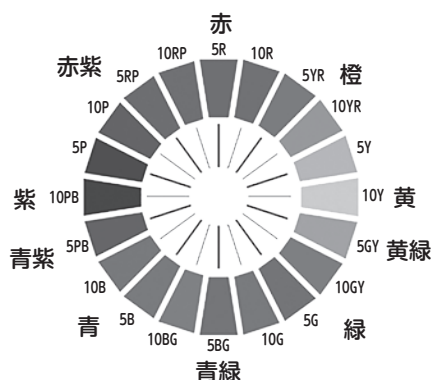
花のある暮らし

LESSON③

こんにちは。月形町地域おこし協力隊の石原絢子です。こちらのコーナーでは日常で楽しむお花のお手入れ方法や長く楽しむコツなどをご紹介します。

前回は色の名前（コード）にまつわる思い出話になりましたが、今回はこの色の使い方についてご紹介したいと思います。お花を買うときや飾るとき、「思ったよりも派手になってしまった」「なんだか地味だな…」と感じたりしませんか？これには色と色の相性の良し悪しが少しだけ関わっています。

例えば「色相環」という色の関係性を表すものがあります。



反対側の位置にある色を「補色」、隣り合った色を「近似色」と呼び、色相環上では、黄色の反対側には紫があり補色の関係に、隣には橙色と黄緑色があり、これらは近似色の関係になります。華やかにしたい場合は補色で花色を合わせます。逆に落ち着いた印象にしたい場合は近似色を数色合わせます。この色相環は、デザインや美術、写真撮影など、色を扱うさまざまな分野で活用されています。

お家にお花を飾るときにどんな気分か、お花を飾ることでどんな空間にしたいかを少し考えてみてお花の色の合いを選ぶと「しっくり」した花飾りができるかもしれません。ネットなどでぜひ調べてみてください。



●月形町

■月形町

1月1日付け

▽総務課課長（企画振興課課長）加藤弘光▽企画振興課課長（企画振興課課長補佐）鈴木暢▽住民課課長（企画振興課参事）村瀬潤一▽農林建設課参事（会計管理者兼出納室長）三浦英司▽会計管理者兼出納室長（総務課課長）原博由樹▽住民課税務係主任主事（住民課税務係主事）三浦圭祐▽保健福祉課地域福祉係主任主事（保健福祉課地域福祉係主事）増富卓哉

■退職
12月31日付け
▽神尾綾乃（町立病院看護科看護師）

知ってますか？
道の「苦情審査
委員」制度

苦情審査委員制度とは北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度です。

皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

皆さんに代わり、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、北海道の関係機関に対し、必要な調査などを行います。

審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、北海道の機関に是正や改善を求めます。

個人情報保護にも十分配慮します。

苦情申立窓口 北海道庁道政相談センターまたは空知総合振興局総務課

※苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています

※道のホームページから申立書をダウンロードできます

問合せ先 北海道総合政策部

知事室道政相談センター

（札幌市中央区北3条西6

丁目）☎011・204・

5523

月新水道企業団設立 50 周年記念

月新水道企業団は令和6年4月1日に設立50周年を迎えたことを記念し、11月23日に新篠津村自治センターにて記念式典を開催しました。式典には月形町および新篠津村、水道行政の関係者約40名が出席し、水道事業の振興や発展に功績をあげられた功労者に表彰状の贈呈が行われました。その後、アトラクションとして、つきがた樺戸太鼓としんしのつ田園太鼓保存会による演奏が行われました。

月形町在住の表彰された方は次のとおりです。

【功労表彰】

櫻庭誠二さん（昭栄）

西山雅俊さん（知来乙1）

金子廣司さん（札幌内2）



記念事業として、マスコットキャラクター愛称を月形町および新篠津村の児童から募集（6月10日から7月19日）を行い、総勢84名から86作品の応募がありました。厳正なる審査の結果、月形小学校5年の谷口まなみさんの作品「つきのしん」が選ばれました。



マスコット
キャラクター つきのしん

問合せ先

月新水道企業団総務会計係 ☎53・2365 Eメール:suido@town.tsukigata.hokkaido.jp



Hello Tsukigata!

今週は北海道でも雪が降りました。皆さん、冬の準備はできていますか？カナダの冬は北海道と似ているかと聞かれることがあります。カナダはとても広いので、冬は場所によって違います。私はブリティッシュコロンビア州のビクトリアという街の大学に通っていました。太平洋に面しているので、冬はとても温暖です。雪が降るのは一冬に一度くらいで、ビクトリアの冬は、北海道よりも東京の冬に似ています。

私の故郷アルバータ州の冬はとても寒いです。降雪量に関しては、北海道の方が圧倒的に多く、初めて月形に来たときは、雪の多さにとっても驚きました。しかし、アルバータはもっと寒く、冬の平均気温は-15度から-20度になります。アルバータでは寒波が来ることも珍しくありません。これは、気温が急に下がる期間のことで、数日間続くこともあり、-30度以下になることもあります。気になって調べてみたら、アルバータ州で記録された最低気温は1911年の-61度、北海道の最低気温は1902年の旭川で-41度でした。雪は少ないが気候は寒いのと、雪は多いが気候は暖かいのと、どちらが良いと思いますか？

最近、子どもたちとカナダの秋の行事について話すのが楽しいです。10月はハロウィンについて教えました。最近日本でもハロウィンが流行っているようですが、カナダとは少し違いま

す。カナダではハロウィンの日に仮装する人がほとんどです。私が小学生の頃、学校ではハロウィン・パレードがあり、子どもたち全員が校内を歩き回り、お互いの仮装を見せ合いました。クラスでハロウィン・パーティーをして、みんなで一緒にお菓子を食べました。ハロウィンのパーティに行く大人はたくさんいるけれど、メインイベントはいつも子どもたちのトリック・オア・トリート（お菓子をくれなきゃいたずらすぞ）です。私が子どもの頃は、10月になるととても暖かくなることもありましたが、すでに雪が降っていることもあり、仮装の下にスノースーツを着なければならなかったです。

サンクスギビング（感謝祭）についても教えます。サンクスギビングは、秋の収穫を祝うカナダとアメリカの祝日です。家族で集まり、七面鳥を使った豪華なディナーを楽しみます。サンクスギビングやクリスマスのような行事を教えるのが好きなのは、子どもたちがいつも私たちが食べる食べ物について学ぶことを喜ぶからです。日本では七面鳥のディナーを作るのはちょっと難しいので、ホリデーシーズンにカナダが恋しくなることもあります。

最後に、12月で月形に住んで丸3年になります。北海道でできた友達や出会った人たちに本当に感謝しています。

※この記事は11月に執筆したものです

Until next time!



政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

昨年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 申請不要で資格確認書をお届けします。※今年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など) 申請いただくことで資格確認書をお届けします。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証



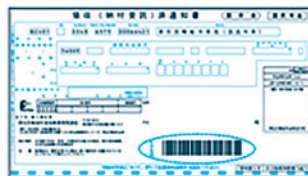
国民健康保険からのお知らせ

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます

国民年金保険料については、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easyなどによる納付のほか、スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付ができます。

【ご利用に必要なもの】

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ
- 対象決済アプリ

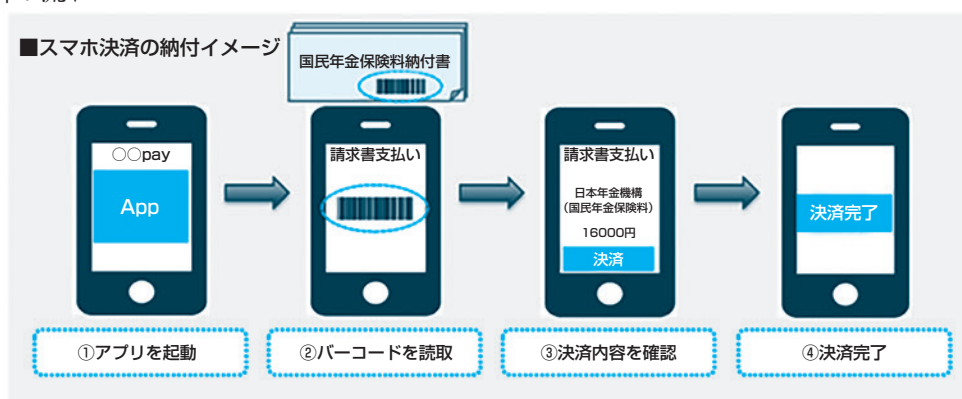


・AEON Pay ・auPAY ・d払い ・PayB（※） ・PayPay ・LINE Pay ・楽天ペイ

※金融機関などが提供するアプリを含みます。詳細は右記QRコードからご覧ください



■スマホ決済の流れ



※バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書など）については、ご利用できません
 ※各決済アプリの使用方法などについては、ご利用の決済事業者にお問い合わせください

問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp

後期高齢者医療制度のお知らせ

～障害認定申請について～

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

◆一定の障害とは

- (1) 国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害
 - 言語障害
 - 下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）

○下肢障害4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）

○下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）

(4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

(5) 療育手帳A（重度）をお持ちの方

◆脱退の手続きについて

後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール:jumin_madoguchi@town.tsukigata.hokkaido.jp
 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601

花の里こども園 入園受付開始について



令和7年4月1日から花の里こども園に入所を希望する方の受付を次のとおり開始します。

なお、4月2日以降に入所を希望する方につきましても併せて受付します。

入所資格

【1号認定】

4月1日現在、満3歳以上で就学前の幼児（4月2日以降に3歳の誕生日を迎える幼児も入所可能です）

【2・3号認定】

4月1日現在、生後6カ月から就学前の幼児で、保護者が次のいずれかに該当する場合

- ①保護者が月48時間以上働いている場合
- ②保護者に病気や障がいがある場合や、同居の親族を常時介護、看護をしている場合
- ③その他保育が出来ないと認められる場合

※認定別の保育時間と定員は下表のとおり

利用者負担額（保育料）

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳の幼児は保育料が無償になりました。また、0歳から2歳の乳幼児につ

いても、月形町独自の支援として町内在住者の方を対象に保育料を無償としています。

給食費助成について

町内在住者の子育て世帯の経済支援として、月形町認定こども園を利用する方に対し、1号認定および2号認定の幼児の給食費を全額助成しています。なお、3号認定については、保育料の中に給食費も含まれていますので費用はかかりません。

※延長保育・預かり保育にかかる軽食およびおやつ代については、保護者の実費負担となります

申込手続き・期限

下記の必要書類を保健福祉課地域福祉係または花の里こども園に令和7年2月7日(金)までに提出してください。

なお、書類の提出が期限に間に合わない場合は、事前に保健福祉課地域福祉係までご連絡ください。

問合せ先

保健福祉課地域福祉係 ☎ ☎ 53・3155

認定区分別の保育時間と定員

認定区分	種別	教育・保育時間帯	年齢	定員
1号認定	教育標準時間	8:00 ～ 13:30	3・4・5歳	19人
2号認定	保育標準時間 および保育短時間	【保育標準時間】 7:30 ～ 18:30 【保育短時間】 ①7:30 ～ 15:30 ②9:30 ～ 17:30	3・4・5歳	31人
3号認定			1・2歳	24人
			0歳	6人
計				80人

必要書類

新規・継続	認定区分	必要書類
新規入所	1号認定	こども園入所申込書、支給認定申請書
	2・3号認定	こども園入所申込書、支給認定申請書、就労証明書、開業届など（※）
継続入所	1・2・3号認定	こども園入所申込書、支給認定変更申請書（ <u>支給認定を変更される場合のみ</u> ） 就労証明書、開業届など（※）（2・3号認定のみ）

（※）詳細については、対象者宛に送付する案内をご確認ください

国民健康保険からのお知らせ

医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険は、被保険者の皆さんから納めていただいた保険税や国・道の補助金で運営されています。生活習慣病をはじめとする長い治療期間を必要とする慢性疾患の増加や医療の高度化に伴って、医療費が増加する傾向にあります。

国民健康保険は加入する皆さんが安心して医療を受けるための大切な制度です。国民健康保険を健全に運営し、これからも皆さんが安心して医療を受けられるよう、医療費の適正化にご理解とご協力をお願いします。

○医療費適正化に向けた月形町の取り組み

- 1 月形町国民健康保険に加入している皆さんのレセプト情報の点検を行い、正しい請求が行われているか点検しています。また、受診や服薬の状況を確認し、同様の病気で複数の医療機関を受診している方（重複受診）、同じ医療機関を受診する回数が多い方（頻回受診）、複数の医療機関から同時期に類似している薬効のお薬を処方されている方（重複処方）、必要以上に多くの種類のお薬を処方されている方（多剤処方）に対し保健指導を行っています。
- 2 特定健診の結果に基づき、医療機関への受診の勧奨や、生活習慣の改善に向けた保健指導を行っています。また、生活習慣病の予防と改善を目的とした健康教室などの保健事業を行っています。
- 3 ジェネリック医薬品の利用を推進しています。ジェネリック医薬品希望シールの配付やジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が安くなる方への「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を6月と12月に送付しています。
- 4 医療費負担のしくみや健康に関する認識を深めていただくため2カ月ごとに「医療費のお知らせ」を送付しています。
- 5 医療費適正化のリーフレットの配付などによる情報提供、マイナ保険証利用による適切な医療の提供を促進しています。

○医療費節約のために被保険者の皆さんができること

- 1 かかりつけ医、かかりつけ薬局をもちましょう。
- 2 同じ病気などで複数の医療機関で受診したり、何度も受診することはやめましょう。
- 3 お薬手帳を医療機関や薬局に持参して、不必要な薬はもらわないようにしましょう。
- 4 ジェネリック医薬品への変更について医師や薬剤師に相談しましょう。
- 5 1年に1度、特定健診を受診し、病気の早期発見・治療を心がけましょう。
- 6 交通事故、飲食店などでの食中毒、他人からの暴力などが原因で医療機関を受診したときは、月形町に届出をしましょう。

問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp

くすり、いつ飲んでいますか？

ポリファーマシーについて

ポリファーマシーとは？

多くのくすりを服用しているために、副作用を起こしたり、きちんとくすりが飲めなくなったりしている状態をポリファーマシーと言います。単に服用するくすりの数が多いことではありません。

ポリファーマシーの何が問題なの？

くすりの数が増えると、くすり同士が相互に影響し合うこともあります。そのため、くすりが効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出たりすることがあります。高齢になると、内臓の働きが弱くなり、くすりを分解したり、排泄したりするのに時間がかかります。高齢者では、使っているくすりが6種類以上になると、副作用を起こす人が増えるというデータもあります。

ポリファーマシー予防・解消のためには？

◆おくすり手帳を活用しましょう

自分の処方されているくすりがわかるように、おくすり手帳は1冊にまとめておきましょう。医療機関を受診するときや薬局に行くときは持参しましょう。

◆かかりつけの薬局や薬剤師を持ちましょう

日頃から、かかりつけの医師や薬剤師を持って、処方されているくすりの情報を把握してもらっておくのが安心です。使っているくすりは、必ず全部伝えましょう。くすり以外で毎日飲んでいる健康食品やサプリメントがある場合は、その情報も伝えましょう。

◆気になる症状は医師・薬剤師に相談しましょう

くすりを飲んでいて、物忘れ、食欲低下、便秘など「なにか変だな」「いつもと違う」と感じたら必ず、医師や薬剤師に相談しましょう。勝手にくすりをやめたり、減らしたりするのはよくありません。くすりによっては、急にやめると病状が悪化したり、思わぬ副作用が出ることがあります。

また、いつ頃から、どのような症状が出てきたのか、気になる症状をメモしておき、その情報を伝えましょう。

問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp

ご存じですか？

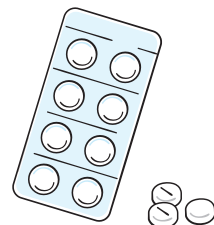
セルフメディケーションについて

◆セルフメディケーションとは？

平均寿命が長くなった現代、いかに毎日を健康的に生きるかが、幸せな生活を送る上でも重要になってきます。そこで注目されているのが「セルフメディケーション」です。これは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」を意味しています。

◆セルフメディケーションの効果

- ①毎日の健康管理の習慣が身につく
- ②医療や薬の知識が身につく
- ③医療機関で受診する機会が減少する
- ④国民全体の医療費が抑制される



◆取り組み方法

健康寿命を延伸するためには、自分の身体は自分自身で管理しなければなりません。しかし、現代人は日々の忙しさから、頭痛や風邪などの体調不良を引き起こすこともあります。そんなときは、OTC医薬品を上手に活用して、自らセルフメディケーションを図っていきましょう。具体的には、風邪が重症化する前に風邪薬を飲む、小さな切り傷にばんそうこうを貼る、疲れた時にはビタミン剤を飲む、などが考えられます。

◆OTC (Over The Counter) 医薬品とは？

薬局やドラッグストアなどにおいて処方箋なしに購入できる医薬品のことです。今までは「市販薬」などと呼ばれていましたが、2007年より呼称が統一されました。これに対して、医師が処方する医薬品は「医療用医薬品」と呼ばれます。

◆セルフメディケーションを効果的に行うためには？

セルフメディケーションの基本として、まずは自分の身体の状態を知ることが第一です。さらに、病気や薬についての正しい知識を身につけることも大事です。自分が飲んでいいる薬の記録などをつけることで、医師や薬剤師などに自分の体質に合ったアドバイスも受けることが可能となります。そして、普段から適度な運動と栄養バランスの良い食事を取り、十分な睡眠を確保し、自然治癒力を高めていきましょう。

リフィル処方箋について

◆リフィル処方箋とは

リフィル処方箋とは、長期間にわたって症状が安定している生活習慣病などの慢性疾患の患者に対し、医師が最大3回、リフィル処方箋を発行し、診察を受けることなく、薬局で薬を受け取ることができる制度です。通院にかかる負担の軽減と受診時の感染リスク低下などのメリットがあります。

◇1回当たりの投薬期間や総投薬期間については、医師が患者の状態などを踏まえて判断することになります。
◇投薬量に限度が定められている医薬品および湿布薬などの一部のくすりには、リフィル処方箋の対象外となっています。

◇リフィル処方が可能かは医師にご確認ください。

◆リフィル処方箋と分割調剤との違い

1枚の処方箋で複数回薬を受け取る制度には、リフィル処方箋のほかに分割調剤というものもあります。

分割調剤は、1回の処方薬を一度に受け取らずに最大3回に分けて受け取るというもので、長期保管が困難な場合や、後発医薬品を初めて処方された場合などに、医師の指示に基づいて行われます。リフィル処方箋は1つの処方箋で繰り返し同じ薬を受け取れる、分割調剤は1つの処方について数回に分けて受け取るという違いがあります。

◆リフィル処方箋の使い方

1回目は交付日から4日以内に薬局で調剤してもらいます。調剤後は、薬局からリフィル処方箋（原本）の返却がありますので、なくさないよう保管してください。

2回目以降は、リフィル処方箋に記載されている調剤予定日の前後7日以内に薬局で調剤してもらいます。

医療機関の受診がありませんので、服用中に気になったことや症状の変化は薬剤師に相談してください。必要な場合は、医療機関の受診をすすめてくれます。

継続的な薬学的管理指導を受けるため、基本は同一の薬局で調剤してもらうことが推奨されます。

(注) リフィル処方箋には、「リフィル可」欄の医師のチェックが入っていないと利用できません。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp

第三者行為求償について

交通事故などの第三者行為によるけがの治療に国民健康保険（保険証）を使ったときは届出が必要です。

◆第三者行為とは？

交通事故（自動車・自転車事故）、他人の犬に噛まれた、購入した食品や飲食店などでの食中毒、けんかなどの暴力行為、スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故、工事現場からの落下物などでのケガ、リコール製品によるケガなどです。

◆第三者の加害行為に国保を使ったときは必ず届出を！

国民健康保険を使ったときは必ず住民課戸籍保険係に届出をしてください。（届出者に医療費の負担をお願いするものではありません。）

届出がなかった場合は、加害者が支払うべき医療費を加害者側に請求できず、本来は支払う必要の無い医療費を保険者（国民健康保険）が負担することになります。このことが医療費の増加を招き、最終的に皆さんが支払う保険税の増加につながることも考えられますので、必ず届出をお願いします。

◆第三者の加害行為による医療費は加害者負担が原則です

国民健康保険を使って治療を受けたときの医療費は、一時的に保険者（国民健康保険）が立て替えていることになります。後日、被害者に代わって保険者（国民健康保険）が加害者側に請求します。

届出がないと加害者に請求することができなくなります。

◆届出には何が必要なの？

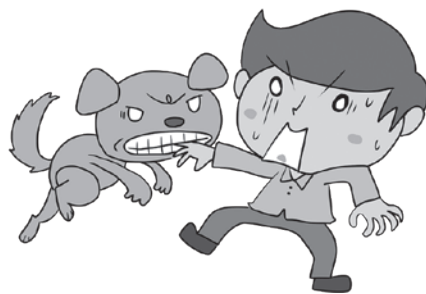
届出には、「第三者行為による傷病届」「事故発生状況報告書」「同意書」などが必要です。詳細は、住民課戸籍保険係にお問い合わせください。

◆医療機関に伝えましょう！

医療機関で第三者行為によるケガなどにより、被保険者証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

◆警察に届けましょう！

交通事故の時は、ケガの程度が軽くても必ず警察に届け、事故証明書を出してもらいましょう。



◆示談をする前にご相談ください！

示談は、あなたと国民健康保険に重大な不利益を招くことがあります。必ず住民課戸籍保険係にご相談ください。

賠償の対象となるべき治療の範囲や期間などを決めず、慰謝料や賠償金の内訳がはっきりとしない示談内容である場合、「示談金を受け取った方」に治療費を請求する場合があります。

◆負傷・疾病原因の確認をしています

医療機関などからの請求書（診療報酬明細書など）の確認の結果、交通事故などによる負傷や食中毒などによる疾病の可能性がある場合は、世帯主に負傷・疾病原因の確認をしています。

北海道国民健康保険団体連合会から「負傷原因の照会について」が届きましたら、回答にご協力ください。

問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323 Eメール:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp